

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和4年3月29日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年6月14日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
山形県監査委員 星 川 純 一
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
鶴岡養護学校	支出事務が適切でないもの	支出管理表を作成し、定期的な支出に係る履行状況の可視化を図り、業務管理者など複数職員によるチェック体制を強化する。
新庄神室産業高等学校	関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	施設使用料について、関係法令に準拠した適正な取扱いを徹底することとし、施設利用者に対し、施設を使用しなかった日がある場合は、既に支払った使用料を還付する旨の説明を行うことにより、適正に処理する。
ゆきわり養護学校	入札事務が適切でないもの	事務室職員全員で入札事務の処理手順等を再確認するとともに、入札関係書類の作成にあたっては、村山総合支庁総務課出納室に指導や事前審査を依頼するなど、入札ミスの防止に努める。